

## 規 則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十七号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する  
規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県  
規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第十号から様式第十三号の二までの規定中「別記第1の2」を「別記第1の  
1」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。